

「第1章 計画の概要」の追加項目について

資料2-別紙1

4 文化（政策）の対象範囲

文化の定義については、非常に広範であるため、本計画においては、文化（政策）の対象を「文化芸術基本法（平成29（2017）年改正）」において示されている活動分野を参考に、以下のとおりとします。

◆芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、パフォーマンス、インスタレーション、その他の芸術
◆メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
◆伝統芸能・芸能	伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能） 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）
◆生活文化・国民娯楽・出版物等	生活文化（茶道・華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）国民娯楽（囲碁、将棋、その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード、コンパクトディスクをはじめとする音楽・映像媒体等
◆文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
◆景観	丘陵、河川、池沼、まちなみ、公園、市内緑化など
◆生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習
◆多文化共生、国際交流	異文化交流イベント、日本語教室の開催、ボランティア活動支援、留学生との交流など

5 文化（政策）の主体・役割

文化の主体は市民です。本計画での市民は、本市に居住し、通勤し、通学している人だけでなく、本市に集う全ての人を指します。また、市民の中には、文化活動に参加し、活動を支える事業者も含まれます。

そして、市は市民及び事業者と協力して、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する役割を果たす必要があります。

注) 事業者・・・法人その他の団体及び事業を営む個人

(参考) 吹田市文化振興基本条例

(定義)

第2条 この条例（第19条第5項を除く。）において、「市民」とは、本市に居住し、通勤し、通学し、又は集うすべての者をいう。

2 この条例において、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割を果たすものとする。

2 市民は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の文化活動を支援する役割を果たすものとする。

2 事業者は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念に基づき、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と協力して、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する役割を果たすものとする。

2 市は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、市が実施する施策に文化の振興を図る視点を入れるよう努めるものとする。